

見積依頼公告

令和8年2月27日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 伊藤 宏之

下記のとおり見積合わせに付します。

記

- 1 見積合わせに付する事項
 - (1) 件名
令和8年度 電子複写機（コニカミノルタ製）保守業務
 - (2) 調達件名の仕様等
仕様書による
 - (3) 履行期限
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (4) 履行場所
仕様書による
- 2 見積に参加する者に必要な資格等に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしていること。
 - (1) 令和7・8・9年度 厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (2) 官庁(国のすべての機関)及び地方公共団体から指名停止、一般競争入札等参加資格停止又は取引停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 労働保険の加入義務があるにもかかわらず加入していない者でないこと。
 - (4) 労働保険料を滞納していない者であること。
- 3 仕様書等の交付場所、見積書提出場所及び問い合わせ先
和歌山労働局総務部総務課会計第一係
和歌山市黒田二丁目3番3号 栗川
電話 073-488-1100/FAX 073-475-0112
メールアドレス kurikawa-yui.q50@mhlw.go.jp
- 4 仕様書等の交付期間
公告日から令和8年3月17日（火）まで
開庁日の9時00分～12時00分・13時00分～17時00分
なお、仕様書等の交付を希望する者は、その旨を連絡すること。
- 5 見積書提出期限
令和8年3月18日（水） 12時00分
- 6 見積書の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の見積書及び見積合わせに関する条件に違反した見積書は無効とする。
- 7 その他
詳細については、仕様書等による。

見積もり合わせ説明書

- 1 見積もり合わせに付する事項等
 - (1) 件名 令和8年度 電子複写機（コニカミノルタ製）保守業務
 - (2) 調達品目等詳細 仕様書による。
 - (3) 見積書提出期日 令和8年3月18日（水）12：00
 - (4) 見積書記載金額 本件は、納入及び諸手続等の一切の費用を含む総価とします。
なお、消費税の金額も別途記載することとし、当該消費税等の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。
- 2 見積書作成に当たっての留意事項
 - (1) 宛先は「支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長」としてください。
（ただし、請求書においては「官署支出官 和歌山労働局長」とします。）
 - (2) 住所、商号又は名称、代表者職氏名の記載が必要です。
（記載がないものは無効となりますので、ご注意ください。）
- 3 見積書提出方法
下記の提出先へ持参、郵送又はメールで提出してください。
ただし、郵送またはメールによる場合、提出期限を過ぎて到着したものは無効とします。
- 4 見積書の無効
見積書で次の各号の一に該当するものは無効とします。
 - (1) 記名のない見積書
 - (2) 内容が判然としない見積書
 - (3) 見積金額を加除訂正した見積書
 - (4) 見積の積算に誤りがある見積書
- 5 落札者の決定
 - (1) 予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とします。
 - (2) 落札となるべき同価の見積書を提出した者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- 6 契約書及び請書の作成
契約書の作成を必要とします。
- 7 その他必要な事項
 - (1) 本件に係る見積書提出に関しての費用については、すべて見積書提出者の負担としますので、予めご了承願います。
 - (2) 見積書提出者は、見積書提出後この説明書、仕様書等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 8 見積書の提出先及び問い合わせ先
〒640-8581
和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3階
和歌山労働局総務部総務課 栗川
電話番号 073-488-1100 / F A X 番号 073-475-0112
メール kurikawa-yui.q50@mhlw.go.jp

複写機（コニカミノルタ製）の保守契約に係る仕様書

1 保守対象機器及び月間使用予定枚数

設置場所	機器名		月間使用 予定枚数	購入年月日
和歌山労働局（監督課）	コニカミノルタ bizhub C651i	ブラック	1,800	令和7年2月26日
		カラー	1,100	
和歌山労働局（職業安定課 総合庁舎5階）	コニカミノルタ bizhub C750i	ブラック	11,600	令和2年10月9日
		カラー	1,400	
和歌山労働局雇用保険電子申請事務センター（職業安定課）	コニカミノルタ bizhub C550i	ブラック	500	令和2年6月17日
		カラー	10	
和歌山公共職業安定所 学卒コーナー	コニカミノルタ bizhub C550i	ブラック	1,600	令和2年6月17日
		カラー	300	
和歌山公共職業安定所 東別館	コニカミノルタ bizhub C550i	ブラック	5,100	令和2年6月17日
		カラー	100	
新宮公共職業安定所	コニカミノルタ bizhub C650i	ブラック	1,000	令和2年10月9日
		カラー	300	
橋本公共職業安定所	コニカミノルタ bizhub C550i	ブラック	1,200	令和2年10月9日
		カラー	300	
新宮公共職業安定所串本出張所	コニカミノルタ bizhub C650i	ブラック	7,400	令和2年10月9日
		カラー	500	
和歌山労働基準監督署（業務課）	コニカミノルタ bizhub C650i	ブラック	4,100	令和2年10月9日
		カラー	2,200	
和歌山労働基準監督署（労災課）	コニカミノルタ bizhub C650i	ブラック	5,800	令和2年10月9日
		カラー	1,000	

*月間使用予定枚数は、あくまで予定数であり、確約するものではありません。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 保守内容等

和歌山労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所（付属施設含む。）に設置する電子複写機が常に正常な状態で使用できるように保守業務を行う。具体的には以下の業務を行うこと。

- ①定期的に技術員を派遣し、点検及び調整等を行い、必要と認めた場合は消耗品及び部品の修理又は交換を行う。
- ②故障等が発生した場合は、和歌山労働局の通知に基づき速やかに技術員を派遣の上修理を行い、正常な状態に回復させること。
- ③その他保守管理上必要と認められる業務。

4 履行確認等

保守を行うに当たっては、作業開始前に各官署担当者にその旨を報告し、また保守完了後は担当者に保守内容等を報告し履行確認を受けること。

5 守秘義務

受託者及びその使用人は、本契約の履行の際に知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約終了後においても同様である。

6 保守料金

一定期間ごとに使用したコピーカウント数に単価を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税を加算することにより算定する。

7 再委託について

契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。やむを得ない事情により、委託業務の一部について再委託を行おうとする場合は、再委託先の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、必要性、業務履行能力、契約金額並びにその他の必要と認められる事項について明らかにした上で、あらかじめ、契約担当官等の承認を得なければならない。

また、履行体制についても明らかにすること。

再委託を行う際必要な様式については契約書に添付するので、必要な様式を提出すること。

8 契約の成立

本件契約は、令和8年度歳入歳出予算が議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。

9 その他

- ・作業に当たっては、各官署における執務の支障にならないよう配慮すること。
- ・発生した故障等が保守範囲外であった場合は、速やかに和歌山労働局総務部総務課会計係にその旨を報告し、担当職員の手配に従うこと。
- ・部品の交換等に伴い発生する廃材等は業者において引き取り、適正な方法により処分すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

※別紙「役員等名簿」を添付すること。

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住所)

(名称)

(代表者)

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長 ○○ (以下「甲」という。) と、株式会社 ●● 代表取締役 ●● (以下「乙」という。) とは、コニカミノルタ製電子複写機 (以下「複写機」という。) の保守及び複写機に必要な消耗品の供給等に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲の使用する複写機の機能保全のために、第4条に記載する保守・維持サービス (以下「パフォーマンス」という。) を行い、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整を行うものとする。

(契約対象機種及び設置場所)

第2条 本契約の対象機種及び設置場所は、別表1のとおりとする。

(契約期間)

第3条 本契約の有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(保守の実施)

第4条 乙のパフォーマンスは、次のとおりとする。

- 1 定期的に、又は甲の要請がある都度、技術者を派遣して複写機に対し点検、調整を行い、乙が必要と認めたときは、紙を除く消耗品 (以下「消耗品」という。) 及びその一般部品の修理、交換等を行うこと。
- 2 交換した旧部品及び消耗品は、乙において引き取ること。
- 3 甲は複写機について、原則として、メーカー指定の用紙を使用するものとし、複写機の正当な作動及び乙の円滑なパフォーマンスの妨げとなる処置を施さないものとする。
- 4 複写機の保守、調整等に要する経費等は、次の場合を除き、乙の負担とする。
 - ①甲の故意又は取扱い上の重大な過失による場合。
 - ②乙又は乙の指定した者以外による修理・改造及び分解を行った場合。
 - ③天災地変その他これに類する災害による場合。

(保守料金の請求、支払及び支払遅延損害金)

第5条 乙は、毎月月末において甲の係官の確認を受けて複写枚数を算出し、該当月の総複写枚数に第2条別表に定める単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算して、官署支出官 和歌山労働局長 (以下「丙」という。) あて請求する。

なお、請求にあたっては、甲の指示する区分ごとに行うこととする。

- 2 丙は、前項による適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 丙は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額 (百円未満切捨) を遅延利息として乙に支払うものとする。

(秘密の保守)

第6条 乙及び乙の技術者は保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は本契約以外の目的に使用したりしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙及びその技術者は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を外部に漏らしてはならない。

2 乙及びその技術者は、この契約により知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

3 本条の規定は、乙がこの契約の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(契約の変更)

第8条 第3条の契約期間中に契約内容の変更又は訂正の必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを変更できるものとする。

(契約保証金)

第9条 本契約に関しては、契約保証金を免除する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出

しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
 - 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第12条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

- 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第17条 甲は、第13条（属性要件に基づく契約解除）、第14条（行為要件に基づく契約解除）、第16条第2項（下請負契約等に関する契約解除）、第22条第2項（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）、第24条第1項（契約の解除）、同条第2項及び第27条（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条（属性要件に基づく契約解除）、第14条（行為要件に基づく契約解除）、第16条第2項（下請負契約等に関する契約解除）、第22条第2項（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）、第24条第1項（契約の解除）、同条第2項及び第27条（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）の規定により本契約を解除した場合

において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第19条 乙は契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、本契約の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ甲に再委託に係る承認書（様式1）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合は、省略することができる。

3 乙は、再委託した業務に伴う第三者の一切の行為について、すべての責任を負うものとする。

4 乙は、再委託を行うときは、本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して再委託の相手方と契約を締結しなければならない。

(再委託先の変更)

第20条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式2）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第21条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式3）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第22条 甲は、納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以

下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(検査)

第23条 本業務の検収は、甲の指定する検査職員による検査合格をもって検収とする。

(契約の解除)

第24条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (4) 第6条(秘密の保持)又は第7条(個人情報)の規定に違反したとき。
- 2 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第25条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第28条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第29条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第30条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条第3項（保守料金の請求、支払及び支払遅延損害金）、第6条（秘密の保持）、第7条（個人情報取扱い）、第11条（談合等の不正行為に係る違約金）、第12条（違約金に関する遅延利息）、第15条（表明確約）、第17条（契約解除に基づく損害賠償）、第22条（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）、第24条第1項（契約の解除）、第25条（損害賠償）、第28条（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）、第29条（紛争等の解決方法）及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 和歌山市黒田二丁目3番3号
支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 ○○ ⑩

乙 所在地
株式会社●●
代表取締役 ●● ⑩

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

住 所

名 称

代表者名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

住 所

名 称

代表者名

再委託に係る承認変更申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住 所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇区・・・	円	
B			

